

## [課題]

### 第2回課題 (1,500字以内)

会社法における株主と取締役の関係について説明しなさい。

## [本文]

会社法（以下省略）295条1項により、株主総会は株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。ただし、株主総会は国会と同じく、常に設置されている機関ではない。296条により、決算期ごとに開催するとなっている。また、必要があるときにはいつでも取締役が招集するのが原則である。297条以下で、招集の請求や決定、通知について定められている。<sup>1</sup>

株主総会は、株式会社の出資者である株主から構成される機関で、株式会社の最高機関であると言える。しかし、株主総会はきわめて多数の株主で構成されるので、機動的に開催することは難しく、また、実際に出席する株主は限られており、専門知識を必要とする会社経営の細かいことまで決定するには無理がある。そのため、295条2項により、株式を公開しているなどの取締役会設置会社では、むしろ広く経営事項は機動的に運営が可能な取締役会に任せることとし、総会の決議事項としては、会社法または定款で定める事項に限るとしている。<sup>2</sup>

308条により、一株一議決権の原則が定められている。つまり株主は総会では、一人につき一議決権というような人数による多数決ではなく、一株につき一議決権という持株数による多数決で行われる。これは、企業に賭けているお金が多い者ほどリスクとときに大きい発言権が与えられるべきだという考え方が採用されている。<sup>3</sup>

会社は出資している株主のものであり、株主が議決権と105条に定める利益配当請求権をもっているのだから、出資した会社の所有権の機能は有している。では、デイトレーダーのような瞬の株主にまで会社の所有権があるのか。証券市場の流動性が高くなるほど、公開会社の株主総会は、会計年度末の株主名簿の瞬の静止画像の3ヶ月遅れの反映に過ぎなくなってしまう。<sup>4</sup>

株式会社は所有する者と経営する者が別々に分かれている企業である。所有者にあたるのが前述の株主・株主総会であり、経営者にあたるのが取締役（会）である。329条により会社の業務を執行する役員は株主総会で選出される。332条により取締役の任期は2年以内で最長10年まで伸ばすことができる。取締役会は、株式会社の業務執行について意思を決定する機関で（362条）、取締役会設置会社では、取締役は3人以上必要で（331条4項）、代表取締役を必ず選定しなければならない（362条3項）。<sup>5</sup>

取締役と株式会社の関係は委任関係（330条）にある。取締役は民法644条の「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」を負い、会社のために忠実に仕事をする義務（355条）が定められている。そのため、会社と取締役の利害がぶつかる競業取引の禁止が定められ、会社と取締役の取引（356条）や取締役の報酬の決定（361条）については、株主総会の決議が必要となっている。

代表取締役は取締役会から選出され、349条により株式会社を代表し、株式会社の業務に関す

る一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。代表取締役が経営の最高責任者であり、会社の経営全般に責任を負う。また、取締役会や株主総会での報告や議決、取締役の任免や報酬に関する決定など、会社の経営に大きく関わる。そして、株主総会で選出された取締役会が、代表取締役の業務を監督する機関と位置付けられる。<sup>6</sup>

また、株主総会の決議で選任（329条）された監査役が、取締役が適切に職務を執行しているかどうかを監督する機関（381条）として置かれ、株主のために、二重三重に経営を監督する仕組みが定められている。

文字数：1500字

#### <引用・参考文献>

---

<sup>1</sup> 尾崎哲夫『はじめての会社法』自由国民社、2015、pp.62 参考

<sup>2</sup> 近藤光雄『会社法の仕組み』日本経済新聞出版社、2014、pp.108 参考

<sup>3</sup> 同上、pp.113 参考

<sup>4</sup> 上村達男・金児昭『株式会社はどこへ行くのか』日本経済新聞出版社、2007、pp.144-149 参考

<sup>5</sup> 尾崎哲夫前掲書、pp.68 参考

<sup>6</sup> 上村達男・金児昭前掲書、pp.272 参考